

# 「改訂4版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前																																																																		
13	目次	●VII原状回復・・・642 I 新民法における原状回復の条文化・・・642	●VII原状回復・・・643 I 新民法における原状回復の条文化・・・643																																																																		
67	序編第3章「I 改正民法」 29行目	時効の完成を阻止する事由	時効中断事由(新民法では、中断は更新に変更)																																																																		
72	序編第3章「II 住宅宿泊事業法」 33行目から34行目(下から2行目、1行目)	住宅宿泊管理業者に委託しても、住宅宿泊事業者自らの義務を間逃れない(法第11条第2項)	住宅宿泊事業者に委託しても、住宅宿泊管理者自らの義務を逃れない(法第11条第2項)。																																																																		
74	序編第3章「II 住宅宿泊事業法」「6」の1行目(13行目)	旅行業法	旅館業法																																																																		
186	第2編第2章「関連事項 民法(債権関係)の改正」 9行目	時効の完成を阻止する事由	時効中断事由(新民法では、中断は「完成猶予」に変更)																																																																		
230	第2編第3章「I 住宅セーフティネット・・・」 本文の1行目(8行目)	2017(平成29)年	2019(平成29)年																																																																		
230	第2編第3章「I 住宅セーフティネット・・・」 31行目(下から4行目)	住宅確保要配慮者	住宅確保用配慮者																																																																		
231	第2編第3章「I 住宅セーフティネット・・・」 1行目	住宅確保要配慮者	住宅確保用配慮者																																																																		
420	第5編第1章「(3)保証する債務の範囲」 26行目	ものではない(保証債務の附従性。民法第448条)。	ものではない(保証債務の附従性。民法第448条)。																																																																		
642	第6編第2章「VII原状回復」の最後の行に、右の修正後の2行を追加する。	(2)ガイドラインの策定・改訂の経緯 ガイドラインが国土交通省から最初に公表されたのは、1998(平成																																																																			
691	第7編第1章「I 総論」 6行目の表の「市街化区域」の欄	市街化を進める区域	市街地を進める区域																																																																		
721	第7編第2章「(2)定期報告」「資格名称と調査・検査の対象」表	<p style="text-align: center;">資格名称と調査・検査の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>調査・検査対象</th> <th>特定建築物</th> <th>防火設備</th> <th>建築設備</th> <th>昇降機 遊戯施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級建築士</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特定建築物調査員</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>防火設備検査員</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>建築設備検査員</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>昇降機検査員</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	資格	調査・検査対象	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機 遊戯施設	1・2級建築士		○	○	○	○	特定建築物調査員		○	×	×	×	防火設備検査員		×	○	×	×	建築設備検査員		×	×	○	×	昇降機検査員		×	×	×	○	<p style="text-align: center;">資格名称と調査・検査の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>調査・検査対象</th> <th>特殊建築物等</th> <th>特殊建築物の昇降機以外の建築設備</th> <th>昇降機 遊戯施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級建築士</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建築基準適合判定資格者</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特殊建築物等調査資格者</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>建築設備検査資格者</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>昇降機検査資格者</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	資格	調査・検査対象	特殊建築物等	特殊建築物の昇降機以外の建築設備	昇降機 遊戯施設	1・2級建築士		○	○	○	建築基準適合判定資格者		○	○	○	特殊建築物等調査資格者		○	×	×	建築設備検査資格者		×	○	×	昇降機検査資格者		×	×	○
資格	調査・検査対象	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機 遊戯施設																																																																
1・2級建築士		○	○	○	○																																																																
特定建築物調査員		○	×	×	×																																																																
防火設備検査員		×	○	×	×																																																																
建築設備検査員		×	×	○	×																																																																
昇降機検査員		×	×	×	○																																																																
資格	調査・検査対象	特殊建築物等	特殊建築物の昇降機以外の建築設備	昇降機 遊戯施設																																																																	
1・2級建築士		○	○	○																																																																	
建築基準適合判定資格者		○	○	○																																																																	
特殊建築物等調査資格者		○	×	×																																																																	
建築設備検査資格者		×	○	×																																																																	
昇降機検査資格者		×	×	○																																																																	
808	第7編第3章「V電気設備」 10行目、20行目	選任が必要	専任が必要																																																																		
816	第7編第3章「VI電気設備」 19行目	雷保護用等電位ボンディング	雷保護用等位ボンディング																																																																		
870	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」 10行目の文章(右の修正前の文章)を削除する。		次のようなケースの場合には、とくに企画提案書が必要とされる。																																																																		
870	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」 29行目	基準地の価格	基準値の価格																																																																		
884	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」 9行目	5●建蔽率・容積率等	5●建蔽率・容積率																																																																		

2019.06.06現在

※なお、上記正誤表のうち、13頁と642頁につきましては、お手持ちのテキストにおいて、修正されている場合もありますのでご注意ください。